

平成二十三年七月一日提出
質問第二一九一号

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書

提出者 浅野 貴博

尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴猶予処分を受けていた中国漁船船長の証言に対する外務省の対応等に関する質問主意書

昨年九月七日、尖閣諸島周辺に侵入した中国漁船が、我が国の海上保安庁巡視船に衝突する事件が起きた。右を受け、同月八日、石垣海上保安部は同漁船の詹其雄船長を公務執行妨害の容疑で逮捕したものの、同月二十四日、那覇地方検察庁の鈴木亨次席検事は、その詹船長を処分保留として釈放することを発表した。詹船長は翌二十五日午前一時半過ぎに釈放され、中国政府のチャーター機で帰国した。右につき、那覇検察審査会は本年四月十八日、「不起訴は不当で、起訴を相当とする」との議決をした。その詹船長が本年五月二十二日、香港紙のインタビューを受け、昨年九月、連行される際に日本の海上保安庁職員から、右肩を殴られる、左脚を蹴られるといった暴行を受けた、また海上保安庁の巡視船の方から故意に衝突してきた、更には取調べの期間中は、深夜まで眠ることが許されず、「尖閣諸島は日本の領土だ」とする文書に署名することを強要されたとの証言（以下、「証言」という。）をしたとのことである。右と「政府答弁書」（内閣衆質一七七第二四五号）を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書」では、「外務省として、御指摘の報道を直接確認している。」との答弁がなされてい

る。では、外務省が確認している、「証言」に係る報道の内容を、見出し、本文のすべてを明らかにされたい。

二 外務省として、一の「証言」に係る報道内容を翻訳しているか。

三 二の書類は現在外務省のどこに、誰の責任の下、保管されているか。

四 一の「証言」に係る報道内容は、真実を反映しているか。外務省の見解如何。

右質問する。